

## 鳥取県告示第105号

平成24年鳥取県告示第671号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出）で告示したマルイ両三柳店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定に基づく同法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更の届出について、次のとおり当該届出の取下げがあったので、告示する。

平成25年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルイ両三柳店  
米子市両三柳58-2外
- 2 届出を行った者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
株式会社マルイ 代表取締役 松田 欣也 岡山県津山市戸島893-15  
株式会社ライフオート 代表取締役 下農 勝弘 兵庫県尼崎市水堂町三丁目18-21  
有限会社安部商店 代表取締役 安部 正元 米子市米原九丁目3-9
- 3 届出を取り下げた日  
平成25年1月31日